

令和7年度
事業計画書

社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会

1 基本方針

令和 6 年度を振り返ると地震や豪雨、豪雪そしてこれまでに例を見ない山林火災が頻発しており、まさに自然災害の多重複合化といわれる状況にあります。全国どの地域においても災害発生の可能性あることを認識し、被害を最小限に留めることを念頭においた住民相互の助け合い、支え合いの体制づくりが重要視されています。新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策も、超高齢社会においては引き続き留意しなければなりません。

また長期にわたる物価高騰の影響により、生活困窮世帯が日を追うごとに増加しています。過去最大の引き上げ幅となった最低賃金も、国はさらなる引き上げを目指していますが、地方の中小企業主にとっては、原材料費に係る経費は膨れ上がる中で、どう事業経営をやり繰りし人件費を増やしていくか大きな課題と決断に迫られています。

さらに地方においては若者の県外流出に拍車がかかり、高齢化と人口減少が相まって、多くの地域で地縁組織の弱体化が進んでおり、地域のつながりが希薄になってきています。

このような社会環境の中において、子育て、就労、困窮、介護、医療等における課題や問題が複雑に絡まった家庭が多くみられます。

社会福祉協議会としても、支援を必要としている人たちが安心して生活できるよう、各関係機関、団体等との連携を強化し、問題解決に向けて本人と一緒に考えることが重要だと感じています。

地域福祉が目指すものは、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現であります。

そのためには福祉以外の分野も含め幅広い関係者と「連携・協働の場」を創出・活性化していくことが必要であり、その実現こそが社会福祉協議会に課せられた使命であります。

すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されることなく社会生活の中で共に支えあい、誰もが生きる喜びを感じることができる「地域共生社会」の実現を目指し、以下に掲げる経営基本方針を遵守し、令和 7 年度の事業運営に努めます。

経営基本方針

1. 経営の透明性と中立性、公正さの確保を図り、情報公開を積極的に行う。
2. 「連携・協働の場」として役割を果たし、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
3. 環境の変化に対応し、計画的に事業を展開するとともに、事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
4. 全ての役職員は、高い倫理意識を保持し、法令等を遵守してルールを守った活動を行う。(全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 市区町村社協経営指針)

2 第3期松浦市地域福祉活動計画（4年目／5か年計画）

今年度は、「第3期松浦市地域福祉活動計画」の4年目として、これまでの取り組みを検証し、基本方針「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を実行するため次の事業に取り組めます。

○人と人がふれあう地域づくり ～地域の人が集える仕組みづくり～

基本施策	実施計画	取り組み
住民が集う場づくりの支援	自治会活動の状況を共有し、地域に合った支えあいの仕組みづくりを支援する	・誰もが役割をもって参加できる取り組みの研究。 ・自治会へ出向き顔の見える関係を築く。
	公民館等の利便性向上のための研究を行う	・トイレや段差の解消、椅子や遊具等の購入対策を一緒に考える。 ・自宅から集いの場（公民館等）の移動手段を考える。
地域や自治会活動に参加しやすい環境づくりの支援	地域や自治会活動の環境づくりを支援する	・ホームページや社協だより等を活用し、地域や自治会で行われている活動や行事について広報する。
	「ふるさとふれあい支援事業」（仮称）を創設	・未来に継承したい慣習や行事等を、ホームページ等で発信、協賛金等を募り、活動資金を支援する。

令和6年度活動の検証と令和7年度の活動方針

- ・新型コロナウイルスの影響が続いており、各種公民館活動が減少している。
- ・自家用車の運転控えにより外出が自粛されている。
- ・集いの場や公民館まで出かける移動手段の検討していく。
- ・老人福祉センター（万年青荘）について、民生委員・児童委員へ広報を行い、送迎コースも増やしながら新規利用者の増につなげる。
- ・社協ホームページの活用について、適時、更新を行い、関心を持っていただくための工夫を図っていく。
- ・社協だよりの発行、社協通信として、「笑門来福」を毎月発行し、活動内容や日々の気づきを発信することを継続。

○みんなに優しい地域づくり ～福祉サービスの充実と福祉のための人材育成～

基本施策	実施計画	取り組み
福祉協力員の育成	福祉協力員登録制度（仮称）を創設	・各地区の自治会長・行政協力員等と民生委員・児童委員との連携を図るため、「福祉協力員」としての登録制度を創設する。
	福祉講座を開催する	・集いの場等での福祉制度の情報提供や公民館等を利用し、地域住民への介護技術等の普及を図る。
福祉教育の推進	学校における福祉教育の充実を支援する	・福祉施設、人権擁護委員等と連携し、乳幼児、高齢者、障がいのある人達とかかわりを深め、福祉教育の充実を図る。
	地域における福祉教育を推進する	・地域住民を対象とした福祉教育の普及を図る。
	福祉教育資材の充実	・福祉教育の多様な学習ができるよう資材の研究・整備を図る。
ボランティアセンターの強化	ボランティアが安心して活動できる環境を整備する	・ボランティアセンターの普及啓発を図り、活動希望者の登録を促進する。
	ボランティア希望者と活動場所の調整	・ボランティア活動に関する講座の開催や活動場所の情報提供。

令和6年度活動の検証と令和7年度の活動方針

- ・福祉協力員の登録については、制度創設に至っていないため、引き続き取り組んでいく。
- ・福祉教育の推進については、学校の協力により、福祉体験をした児童の声を地域の高齢者や障害のある方に伝え、児童にメッセージを返す等、双方向の取り組みを行っている。引き続き実施。
- ・ボランティアのセンターの活動についても、引き続き取り組んでいく。

○安心して生活できる地域づくり ～災害等に備えた体制強化と日常生活支援に取り組む～

基本施策	実施計画	取り組み
災害ボランティアの育成	災害ボランティア養成講座を開催する	・災害時にボランティア活動に取り組む人材の確保。 ・養成講座の実施。
	災害ボランティアセンター演習訓練を行う	・災害ボランティアセンターの演習訓練の実施。 ・役割と取り組み内容を理解する。
	災害ボランティアセンターの整備	・運営機能、資材等を検討し、整備強化を図る。

日常生活支援の取り組み	ふれあい・いきいきサロン事業の拡充	・住民主体の集いの場ができにくい地域にサロン事業を展開し、地域とつながり見守り活動を行う。 ・参加者の生活情報を定期的に把握し適切な支援につなげる。
	松浦地域・鷹島地域（市委託事業） 福島地域（自主事業）	
	サロン活動担い手養成に取り組む	・住民主体で集いの場が展開できるよう住民にサポーター養成講座への参加を促す。
総合相談機能の体制の整備	法律相談会の開設	・無料法律相談会を開設し、市民に対し弁護士等への相談機会を設け、相談支援の幅を広げる。
	専門機関とのネットワークを確立	・地域住民、民生委員児童委員、介護支援専門員、保健師、社会福祉士、弁護士、医師等専門機関とのネットワークを確立する。（地域連携ネットワーク）
	相談援助業務の資質向上と人材育成	・専門職の確保に努め、社協職員全員が相談対応できるよう研修会等を実施。
権利擁護事業の推進	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） 長崎県社協の委託事業	・判断能力がやや低下してきた人に対し、福祉サービス利用援助や金銭管理等の生活援助を行う。 ・本人の意思を尊重し、家族、介護支援専門員、生活相談員等との連携を図り、安心、安全な日常生活を支援する。
	日常生活自立支援事業 生活支援員の育成	・養成研修を実施し、事業への理解がある人を生活支援員に育てる。
	成年後見制度の周知啓発	・成年後見制度の普及啓発。ホームページや社協だより等を活用し、制度の周知を図る。
	後見人の確保	・法人後見及び市民後見人の育成を推進する。
	法人後見事業の実施	・法人として後見等受任を推進し、受任体制を強化する。

令和6年度活動の検証と令和7年度の活動方針

- ・災害ボランティアの育成については、実施できていないため、引き続き取り組んでいく。
- ・災害ボランティアセンターの整備については、市と設置及び運営に関する協定を締結。円滑な設置運営が出来る体制整備を行う。
- ・いきいきサロン活動については、高齢者の外出控えを防止するため、自主活動が難しい地域を重点的に生きがづくり、健康保持、介護予防を目的として実施している。現在17箇所。
- ・総合相談については、各集いの場や万年青荘での相談支援を行う。又、今後は法テラス等の協力を得ながら、頼られる総合相談所を目指す。
- ・日常生活自立支援事業を7件受任。県社会福祉協議会と連携しながら本人支援に取り組む。
- ・オンライン研修を活用している。今後も職員の資質向上を図っていく。
- ・成年後見制度をはじめ、各種制度の普及も行っていく。
- ・福祉施設や介護支援専門員との情報共有をおこない、支援の必要な方の情報の入手に努める。
- ・法人後見を3件受任。弁護士等専門職の協力をいただき、引き続き体制整備を図る。

3 資金貸付事業・貸出事業

事業	内容
福祉資金貸付事業（自主事業）	・市内に居住する生活困窮者に対し、自立生活を援助するため一時的に生活費用を貸し付ける。 貸付上限額40,000円
生活福祉資金・緊急小口資金貸付事業 （県社協が実施主体、市町社協が申請窓口を受託）	・緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯に一時的に生活費用等を貸し付ける。 ・特例貸付の終了に伴い、その後の償還に係る相談、生活状況に対してのフォローアップを継続し自立支援に向けた支援を行う。
総合支援資金貸付事業 （県社協が実施主体、市町社協が申請窓口を受託）	・失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金として貸し付ける。
松浦市福祉医療費貸付資金管理運営（市委託事業）	・松浦市福祉医療費制度の適用により、医療費の自己負担額を貸付。貸付原資は、松浦市より年ごとに100万円借受。
松浦市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費資金貸付管理運営（市委託事業）	・介護保険制度の適用により、20万円を上限に、改修費用を貸付。貸付原資は、松浦市より年ごとに100万円借受。
葬祭壇貸出事業（自主事業） （福島支所にて実施）	・自宅等での葬儀の折、祭壇の貸し出しを行う。
福祉機器貸出事業（自主事業）	・入退院時や外出、旅行等で一時的に必要な場合車いす等の貸し出しを行う。
福祉教育支援事業（自主事業）	・市内学校を対象に、学校で行われる福祉教育のための企画協力、運営支援、講師の派遣、福祉体験学習のための備品貸し出しを行う。
備品貸出事業（自主事業）	・社協備品の貸し出しを行う。
ベンチ配置事業（自主財源）	・公共交通機関の待合所や公園等にベンチを配置する。

令和6年度活動の検証と令和7年度の活動方針

- ・福祉資金貸付金については、福祉事務所、民生委員・児童委員と連携を密にして、制度周知と相談対応に取り組んでいる。
- ・コロナ禍による特例貸付の償還について、県社会福祉協議会と連携し、償還に係る相談・手続き支援等のフォローアップに取り組んでいる。
- ・福祉医療費貸付金、介護保険住宅改修資金貸付金の利用者は少なくなっている。
- ・福島地域での葬祭壇貸付事業2件。年々減少している。
- ・車いす、社協備品の貸し出しをおこなっている。引き続き広報誌等で周知に努める。
- ・福祉教育支援事業の広報、実施に努め、福祉教育の推進を図り、高齢者、障害者等との交流の機会を図る。
- ・ベンチ配置6箇所。共同募金の配分金を財源としていることから、募金活動の推進を図り財源確保に努める。

4 高齢者・障害者在宅福祉サービス

事業	内容
高齢者食事サービス（自主事業） （福島支所・鷹島支所）	・高齢者に集いの場所を提供し、月1回の会食を実施する。 ・閉じこもりの防止
配食サービス（自主事業） （福島支所）	・健康維持、安否確認等を通して、孤独感の解消を目的とし、夕食弁当を居宅へ届ける。月～金曜日実施。

令和6年度活動の検証と令和7年度の活動方針

- ・高齢者食事サービスについては、福島、鷹島支所で実施。
- ・福島支所の配食サービスについては、買い物困難が利用要因の一つとしてあり、在宅生活を続けていく上で重要な事業ととらえ、更なる利用者登録に取り組む。登録者17名

5 在宅介護・福祉サービス

事業	内容
介護保険訪問介護（ホームヘルプ）（県指定） （鷹島支所）	・要介護認定を受けた在宅高齢者に介護保険を使って、訪問による生活援助、身体介護を提供する。 ・鷹島地域唯一の訪問介護事業所
介護保険通所介護（デイサービス）（県指定） （本所・鷹島支所）	・要介護認定を受けた在宅高齢者に介護保険を使って、通所による入浴、食事等の生活援助を提供する。 ・鷹島地域唯一の通所介護事業所
介護保険居宅介護支援（市指定） （鷹島支所） 居宅介護予防支援事業所 （市委託）	・要支援・要介護認定者に、介護支援専門員が、在宅介護保険サービスのケアプランを作成する。 ・鷹島地域唯一の居宅介護支援事業所 ・介護予防ケアプランの作成
介護予防・日常生活支援事業 （市指定） 自立支援訪問介護 （鷹島支所） 自立支援通所介護 （本所・鷹島支所）	・要支援認定者及び事業対象者と認定された人に、自立支援訪問介護（ホームヘルプ）、自立支援通所介護（デイサービス）を提供し、介護予防ケアマネジメントにより、要介護状態にならないよう介護予防に努める。

障害福祉サービス（県指定） （鷹島支所） 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	・障がいにより介護が必要な人に、障害者総合支援法により、自宅で入浴や食事等の身体介護や生活援助を提供。 ・重度訪問介護は、常に介護を必要とする人の自宅や入院先で身体介護や生活援助を提供。
--	--

令和 6 年度活動の検証と令和 7 年度の活動方針

- ・障害のある人への居宅介護として、鷹島から佐賀県肥前町まで行っている。報酬単価が低いことから厳しい事業運営であるが、使命感を持ち運営を継続している。
- ・通所介護事業の新規利用者はあるものの、入院、入所等により利用者数が安定しない。利用者の獲得のため、必要とされる事業所を目指し事業の推進を図る。
- ・居宅介護支援事業は、介護予防のプラン作成も含め、利用が増加傾向にある。
- ・介護事業所の職員確保が極めて困難な状況であり、特に鷹島支所の人材確保は難しい。今後、鷹島地域の介護サービスについて、市と協議の場を設けていきたい。

6 指定管理事業

事 業	内 容
松浦市老人福祉センター（本所） （通称 万年青荘） 松浦市民民福祉総合プラザ 4 階	・指定管理期間（令和 7 年 4 月～令和 1 2 年 3 年）5 年間 ・センター利用者の各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等を総合的に支援する。 ・マイクロバスによる送迎を実施（月曜日から金曜日 9 時～1 6 時） ・利用者相談会の定期的な開催。 ・浴場の提供（月曜日から金曜日 1 0 時～1 2 時 3 0 分）
松浦市高齢者生活福祉センター （鷹島支所）（通称 水仙苑）	・指定管理期間（令和 7 年 4 月～令和 1 2 年 3 年）5 年間 ・高齢者に対し、デイサービス、居住機能および交流活動等を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援する。 ・居住部門【1 人部屋 7 室、2 人部屋 3 室】 ・原子力災害時の一時避難場所 ・長崎県原子力防災訓練に参加
松浦市福島総合運動公園 （福島町体育館・福島町武道館・テニスコート、ソフトボール場、ゲートボール場、お祭り広場等）（福島支所）	・指定管期間（令和 4 年～令和 1 4 年）1 0 年間 ・地域住民にスポーツの場、憩いの場、交流の場を提供。 ・清掃業務、施設・設備管理、利用管理等

令和 6 年度活動の検証と令和 7 年度の活動方針

- ・万年青荘の利用者数年間約 6, 9 5 7 人。（令和 7 年 2 月末現在）引き続き利用者拡大を図るため周知に努める。
- ・水仙苑ではデイサービス事業所や一時避難所としての機能を保持できるよう日々の施設及び設備の点検等を行う。
- ・万年青荘を認知症の人と家族の会の集いの場や中央公民館主催の高齢者学級の場として提供した。引き続き、多様な人が集える場となるよう考えていく。
- ・万年青荘利用者への生活相談、介護相談等に引き続き対応していく。
- ・福島総合運動公園の環境整備に努め、福島地区内の行事開催時に、安心して使用していただけるよう管理業務を行う。

7 共同募金等及び配分金事業、その他

事 業	内 容
日本赤十字社長崎県支部 松浦市地区（事務取扱）	・赤十字に関する理解を広める活動を展開し、活動資金の協力を呼びかけ。赤十字運動月間 毎年5月 ・活動資金は、日本赤十字社を通じて赤十字活動である災害や紛争等に伴う、人道的救援活動等に活用。
長崎県共同募金会松浦市支会 赤い羽根共同募金運動の実施 歳末たすけあい募金運動の実施 （事務取扱）	・市民の協力により寄付していただいた募金の配分金を活用し、住民の福祉活動や福祉団体の活動を支援 ○赤い羽根共同募金運動の実施 運動期間 10月1日～12月31日 個別募金、法人募金、学校募金、街頭募金、イベント募金 募金は、一旦県共同募金会に全納し、翌年度に配分金を収受され、事業費として利用している。 ・募金配分金は、高齢者、障害者、児童等の福祉環境整備の推進に活用。（ボランティア活動、独居高齢者の食事会、福祉団体への育成、三世代交流事業、児童青少年の福祉教育等、地域福祉活動等） ○歳末たすけあい募金運動の実施 運動期間 12月1日～12月25日 個別募金 その他 ・募金は、在宅寝たきり高齢者、在宅重度心身障害児・者、低所得者への歳末見舞いとして配分。
福島港湾緑地管理業務 （市委託事業） （福島支所）	・松浦市福島総合運動公園に隣接する港湾の緑地管理をするため、植栽の剪定や除草、設備点検等の管理業務を行っている。
松浦市民生委員児童委員協議会 事務局（協議会事務局の委託）	・松浦市民生委員児童委員協議会より事務局の委託を受け、委員活動をサポートしている。
社協会費	・社協会員の加入促進 ・地域福祉事業の重要な財源であり、高齢者の会食サービス、ベンチ等の設置、福祉相談等の事務事業経費に活用。 - 賛助会員 1口 1000円 - 一般会員 1口 200円 - 団体会員 1口 3000円（社会福祉関係機関、団体、施設等） - 特別会員 1口 5000円（会社・事業所等）
つなぐBANK まつうら （市協同事業）	・フードバンク活動を通じて、経済状況が食生活に影響する可能性がある、ひとり親家庭とその子どもたちを支援する事業。2か月毎に食品等の提供、相談対応を実施。

令和6年度活動の検証と令和7年度の活動方針

- ・日赤会員募集については、市民の皆様に対し募集を呼びかけるなど、救援活動資金の確保に向け継続して協力する。
- ・共同募金については、市民及び法人、職域、学校、福祉団体等に向け募金協力を呼びかけ、学校、民生委員・児童委員、自治会等のボランティアの皆様と協力して街頭募金を実施。令和6年度の募金額75,298円。今後も推進していく。
- ・歳末たすけあい募金額1,006,277円。
- ・歳末見舞金の調査に合わせて要支援者の生活状況など、民生委員と共有を図っている。
- ・民児協事務局として、研修会等の実施や各種行事の案内のほか、各地区民児協及び各委員のサポートを行い、共に民生委員・児童委員活動を推進している。
- ・社協会員について、団体会員、特別会員について社協広報紙へ掲載し、引き続き、市内企業等、幅広く社協会員への賛同及び加盟をお願いしていく。
- ・つなぐBANKについては、個人、法人からの食品等の寄付を受け、配布を希望するひとり親家庭の内、審査決定した30世帯に対し、2か月に1回、食料品等の配布、生活相談を実施しており、今後も継続して取り組んでいく。
- ・市のフードバンク事業の事務局として、つなぐBANK以外にも子ども食堂や子育て世帯、レスキュー事業などへの食品提供を実施している。